

## MCセミナー利用特約

株式会社Wizleap(以下「当社」といいます。)は、当社が提供する「MCマーケットクラウド」(以下「MCMC」といいます。)のオプション機能である「MCセミナー」(以下「本サービス」といいます。)について、以下のとおり利用特約(以下「本特約」といいます。)を定めます。利用企業は、本特約、共通規約(第2条で定義します。)および個別契約条件(第2条で定義します。)に同意のうえ、本サービスを利用するものとします。

### 第1条(目的・適用)

1. 本特約は、本サービスの利用条件、共通規約の準用・適用関係、本サービス固有の条件(料金体系、申込数のカウント、不正申込の取扱い、契約期間・解約等)を定めることを目的とします。
2. 本サービスの利用に関して、共通規約、個別契約条件および本特約の内容が抵触する場合には、第5条(優先順位・適用除外)に従い解釈・適用されます。

### 第2条(定義)

本特約において使用する用語は、本特約に別段の定めがある場合を除き、共通規約における定義に従うものとします。加えて、次の各号の用語は、それぞれ当該各号に定める意味を有します。

1. 「共通規約」とは、当社が定める「MCマーケットクラウド利用規約」(名称変更後の規約を含みます。)をいいます。
2. 「個別契約条件」とは、当社所定の申込書、注文書、利用申込画面(電磁的方法を含みます。)、見積書、料金表その他の方法により、利用企業と当社が合意する、本サービスの提供条件(プラン、提供範囲、料金、従量課金単価、精算方法、契約期間、解約手続等を含みますがこれらに限られません。)をいいます。
3. 「申込者」とは、利用企業が実施するセミナーに申込みを行う一般消費者その他の第三者をいいます(申込者は本サービスのアカウントを保有しません)。
4. 「申込」とは、当社所定の方法により、本サービス上でセミナー参加の申込みが送信された行為(キャンセル・重複申込を含みます。)をいいます。
5. 「不正申込」とは、自動プログラム(Bot)等による悪意ある大量申込その他これに類するものとして当社が合理的に不正と認める申込をいいます。
6. 「従量課金」とは、申込数に応じて発生する課金をいいます。

### 第3条(共通規約の準用・同意)

1. 利用企業は、本サービスの利用にあたり、共通規約が本サービスにも準用されることに同意します。
2. 本サービスはMCMCのオプション機能として提供されるものであり、本サービスの利用にあたっては、利用企業が当社との間で有効なMCMCの利用契約関係を有していることを要します。

### 第4条(共通規約の読み替え)

共通規約の規定は、本サービスの性質に反しない限り本サービスにも適用されるものとし、共通規約における「本サービス」には、MCMCに加えて本サービス(MCセミナー)を含むものとして取り扱います(ただし、本特約または個別契約条件に別段の定めがある場合を除きます。)

### 第5条(優先順位・適用除外)

1. 本サービスの利用に関する適用順位は、個別契約条件 > 本特約 > 共通規約の順とします。
2. 共通規約のうち、次の各号に定める条項は、本サービスには適用しません。
  - (1) 共通規約第2条(5)(「配信」の定義)
  - (2) 共通規約第4条(本サービスの内容)
  - (3) 共通規約第8条(API利用規約)※当社が本サービスについてAPI提供を別途明示した場合を除きます。
3. 前項に定めるほか、本特約が本サービス固有の条件として別途定める事項については、本特約が共通規約に優先して適用されます。

### 第6条(本サービスの内容)

1. 本サービスは、利用企業がオンラインセミナーの申込管理、申込者・参加者に対するメール配信、録画配信その他当社が別途定める機能を利用するためのクラウド型SaaSとして提供されます。
2. 本サービスの具体的な提供範囲、プラン、各種上限(メール送信通数、掲載枠数、保存本数、定員上限等を含みますがこれらに限られません。)は、個別契約

条件に定めるとおりとします。

#### 第7条(契約主体・利用資格)

1. 本サービスの利用企業(契約主体)は、保険代理店を営む法人に限ります。
2. 共通規約における「利用企業」の定義にかかわらず、本サービスに関しては前項の定めを優先します。
3. 当社は、当社の判断により、本サービスの利用申込みを承諾しないことができます。

#### 第8条(利用料金・精算)

1. 本サービスの利用料金は、個別契約条件に定める基本料金および従量課金その他の料金の合計額とします。
2. 支払手段、締日、請求・支払期日、精算サイクル(例:月末締め、翌月月初請求、当月末支払等)は、個別契約条件に定めるとおりとします。

#### 第9条(申込数のカウント)

1. 従量課金の対象となる申込数は、申込が送信された時点でカウントされるものとします。
2. 申込数のカウントには、通常の重複申込、テスト申込、キャンセルを含むものとし、利用企業はこれに同意するものとします。
3. 前二項にかかわらず、不正申込については、第10条の定めに従い取り扱います。

#### 第10条(不正申込への特例)

1. 利用企業は、不正申込が発生したと認める場合、当該申込が発生した月の翌月末日までに、当社に対し、書面または電子メールにて申告するものとします。
2. 当社は、前項の申告内容を確認のうえ、合理的に不正申込と認めた件数を従量課金の対象から除外することができるものとします。
3. 不正申込への該当性、除外の可否および除外件数の最終判断は当社が行うものとします。

#### 第11条(契約期間・更新・解約)

1. 本サービスの利用期間は、利用企業のMCMC契約の利用期間と同一とします。ただし、個別契約条件において別段の定めをした場合を除きます。
2. 利用企業がMCMC契約の利用期間中に本サービスの利用を開始する場合であっても、本サービスの当初利用期間の満了日は、MCMC契約の利用期間の満了日とします。
3. MCMC契約が更新された場合、本サービスも同一の更新サイクルで更新されるものとし、本サービスの更新拒絶(本サービスのみ解約申出を含みます。)の要否および手続は、個別契約条件に定めるとおりとします。
4. 本サービスは中途解約できないものとします(個別契約条件で別段の定めがある場合を除きます。)
5. 前各項にかかわらず、本サービスの解約または更新拒絶は、MCMC契約に影響を与えないものとします。

#### 第12条(MCMC契約終了時の取扱い)

利用企業と当社との間のMCMC契約が終了した場合(解除、期間満了、その他終了事由を含みます。)、本サービスに関する契約関係も、当該終了日をもって当然に終了するものとします。

#### 第13条(メール配信・申込者対応)

1. 利用企業は、申込者に対する案内メール、リマインドメール、録画配信案内等の送信に関し、適用される法令・ガイドラインを遵守し、必要な同意取得その他の適法な手続きを自己の責任で行うものとします。
2. 当社は、メールの到達、開封、閲覧その他の結果を保証しません。
3. 利用企業は、本サービスを用いて、迷惑メールの送信、スパム行為、または申込者に誤認を生じさせる表示その他不適切な態様での利用をしてはなりません。

#### 第14条(利用目的の制限・第三者利用の禁止)

利用企業は、本サービスを自社のセミナーの企画・運営およびこれに付随する目的以外に利用し、または第三者に利用させてはならないものとします。

#### 第15条(データの取扱い)

1. 利用企業が本サービス上で取り扱う情報(申込者の情報を含みます。)の権利は、利用企業または正当な権利者に帰属します。
2. 当社は、本サービスの提供・保守・運用、問い合わせ対応、障害対応、品質改善等、本サービス提供に必要な範囲で、利用企業が本サービス上で取り扱う情報を取り扱うことができます。
3. 個人情報の取扱いは、共通規約および当社プライバシーポリシーに従うものとします。

#### 第16条(本特約の変更)

本特約の変更は、共通規約の規約変更条項に準じて取り扱うものとします。